

生活習慣病管理料の 算定について

令和6年6月の診療報酬改定により、

『**高血圧**』『**脂質異常症**』『**糖尿病**』の治療をされている患者様には『特定疾患療養管理料』に代わり、

『**生活習慣病管理料**』を算定させていただきます。
算定にあたり『**療養計画書**』を作成し、初回のみ署名をお願いしておりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※脳梗塞や血管病変なども治療されている患者様は対象外です。

『生活習慣病管理料』とは…

脂質異常症、高血圧症又は糖尿病を主病とする患者様に、治療計画を策定し、療養を行うに当たっての問題点等の生活習慣に関する総合的な治療管理を行うことです。



算定に伴い、窓口でお支払いいただく
料金が変わる場合がございます。

